（第1条関係）寒川町手数料条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
（手数料を徴収する事務及びその額）	（手数料を徴収する事務及びその額）
第2条　地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。	第2条　地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。
(1)～(16)　（略）	(1)～(16)　（略）
(17)　消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査　5,400円	（削る）
(18)　消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査 ア　指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査　39,000円 イ　指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査　52,000円 ウ　指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査　66,000円 エ　指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査　77,000円 オ　指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査　92,000円	（削る）
(19)　消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 ア　屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める	（削る）

金額

(ア) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所　20,000円

(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所　26,000円

(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所　39,000円

(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所　52,000円

(オ) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所　66,000円

イ　屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所　20,000円

(イ) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下の屋外タンク貯蔵所　26,000円

(ウ) 指定数量の倍数が10,000を超える屋外タンク貯蔵所　39,000円

ウ　準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査　570,000円

エ　特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この号のオにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この号のオにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる特定屋外

タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)　危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　880,000円

(イ)　危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,070,000円

(ウ)　危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,200,000円

(エ)　危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,520,000円

(オ)　危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,780,000円

(カ)　危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　4,070,000円

(キ)　危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　5,340,000円

(ク)　危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所　6,490,000円

オ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)　危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリッ

トル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,180,000円 (イ)　危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,410,000円 (ウ)　危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,590,000円 (エ)　危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,950,000円 (オ)　危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　2,270,000円 (カ)　危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　4,550,000円 (キ)　危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　5,820,000円 (ク)　危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　7,070,000円 カ　岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所　5,930,000円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所　7,470,000円 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所　10,900,000円 キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　26,000円 ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所　26,000円 (イ) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所　39,000円 ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　13,000円 コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査　26,000円 サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　39,000円 シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　13,000円		
(20) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査 ア 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査　52,000円 イ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査　66,000円 ウ 第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査　26,000円		(削る)

エ　第2種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査　33,000円

オ　移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)　危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この号から第28号まで及び第32号において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)　21,000円

(イ)　危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所　87,000円

(ウ)　危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所　87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額

カ　一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)　指定数量の倍数が10以下の一般取扱所　39,000円

(イ)　指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所　52,000円

(ウ)　指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所　66,000円

（エ） 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所　77,000円 （オ） 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所　92,000円		
(21) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査　第18号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	（削る）	
(22) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査　第19号アからシまでに掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤、地中タンクに係る屋外特定タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンクの本体及び地盤の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合には、第19号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	（削る）	
(23) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査　第20号アからカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	（削る）	
(24) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査　第18号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	（削る）	
(25) 消防法第11条第5項の規定に基づ	（削る）	

く貯蔵所の設置の許可に係る完成検査 ア　屋外タンク貯蔵所にあつては、第19号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 イ　その他の貯蔵所にあつては、第19号ア及びキからシまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		
(26)　消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査　第20号アからカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	(削る)	
(27)　消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査　第18号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	(削る)	
(28)　消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 ア　屋外タンク貯蔵所にあつては、第19号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 イ　その他の貯蔵所にあつては、第19号ア及びキからシまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	(削る)	
(29)　消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査　第20号アからカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	(削る)	
(30)　消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査　5,400円	(削る)	

(31)　消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 ア　水張検査　次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　容量10,000リットル以下のタンク　6,000円 (イ)　容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク　11,000円 (ウ)　容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク　15,000円 (エ)　容量2,000,000リットルを超えるタンク　15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額 イ　水圧検査　次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　容量600リットル以下のタンク　6,000円 (イ)　容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク　11,000円 (ウ)　容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク　15,000円 (エ)　容量20,000リットルを超えるタンク　15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額 ウ　基礎・地盤検査　次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　420,000円	(削る)

（イ）　危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　560,000円 （ウ）　危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　730,000円 （エ）　危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　960,000円 （オ）　危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,090,000円 （カ）　危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,660,000円 （キ）　危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,900,000円 （ク）　危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所　2,120,000円 エ　溶接部検査　次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　530,000円 （イ）　危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　680,000円 （ウ）　危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,030,000円		

（エ） 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,410,000円 （オ） 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,780,000円 （カ） 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　3,430,000円 （キ） 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　4,190,000円 （ク） 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所　4,800,000円 オ　岩盤タンク検査　次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア） 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所　9,320,000円 （イ） 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所　12,600,000円 （ウ） 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所　17,300,000円		
（32） 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査 ア　水張検査　前号アに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 イ　水圧検査　前号イに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	（削る）	

ウ　基礎・地盤検査　前号ウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 エ　溶接部検査　前号エに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 オ　岩盤タンク検査　前号オに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
(33)　消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 ア　特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査　次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　320,000円 (イ)　危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　460,000円 (ウ)　危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　750,000円 (エ)　危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,020,000円 (オ)　危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　1,300,000円 (カ)　危険物の貯蔵最大数量が200,	(削る)

000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　3,150,000円 （キ）　危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　3,870,000円 （ク）　危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所　4,460,000円 イ　岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査　次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　2,690,000円 （イ）　危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所　3,230,000円 （ウ）　危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所　4,830,000円 ウ　移送取扱所の保安に関する検査　次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）　危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所　70,000円 （イ）　危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所　70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額	
2　（略）	2　（略）

～略～	～略～

改正附則

	附　則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。